

## 登別市議会の各会派に対する政務活動費の交付に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、登別市議会の各会派に対する**政務活動費**の交付に関する条例（平成13年条例第9号。以下「条例」という。）及び登別市議会の各会派に対する**政務活動費**の交付に関する条例施行規則（平成13年規則第22号。以下「規則」という。）の適正な運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(会派の規定等)

第2条 条例第2条に定める会派及び規則第2条に定める会派の届け出については、登別市議会の会派に関する要綱（平成13年登別市議会要綱第2号）の定めによるものとする。

(政務活動計画書)

第3条 条例第3条第2項に定める**政務活動計画書**の様式は、別記様式第1号によるものとする。

2 **政務活動**に伴う行政視察、研修会及びこれらに類似する活動を行うときは、会派の代表は別記様式第2号により議長に届けるものとする。

3 前項の活動が終了したときは、原則1ヶ月以内に別記様式第3号により議長に報告しなければならないものとする。

(備品等の管理)

第4条 **政務活動費**で購入した備品等は、別記様式第4号の備品台帳簿に掲載し、管理及び保管する。

2 会派を解散したときの備品等は、議長に引き継ぐものとする。

(政務活動・成果報告書)

第5条 条例第7条第1項に定める**政務活動・成果報告書**の様式は、別記様式第5号によるものとする。

2 前項の**政務活動・成果報告書**には、**政務活動費**の支出に係る領収書その他客観的に支出を証する書類の写しを添付しなければならない。

(議長の調査)

第6条 議長は、**政務活動費**の適正な運用を期するため、条例第7条第1項及び第3項により収支報告書等が提出されたときは、必要に応じて調査を行うものとする。

(政務活動・成果の広報等)

第7条 **政務活動**の成果については、各会派が公表するほか、議会は議会ホームページ等で市民に広報するものとする。

2 市民から意見交換等の求めがあるときは、議長は当該会派の代表者と協議して、その場を設けるものとする。

3 前項の意見交換等の求めは、**政務活動に関する意見交換等申込書**（別記様式第6号）によるものとする。

（会計帳簿）

**第8条** 規則第6条の会計帳簿とは、現金出納簿及び**条例第5条中別表**の項目別に別記様式第7号により作成する項目別補助簿とする。

別記様式第1号（第3条関係）

年 月 日

登別市議会議長

様

会派名

代表者氏名

印

### 年度政務活動計画書

登別市議会の各会派に対する**政務活動費**の交付に関する**条例第3条第2項**の規定に基づき、次のとおり**政務活動計画書**を提出します。

#### 記

項目	活動内容	目的	予定時期	活動場所等
研修会				
講演会				
先進地調査				
現地調査				
図書・資料の購入				
広報活動				
その他活動				

別記様式第2号（第3条関係）

略

別記様式第3号（第3条関係）

年 月 日

登別市議会議長 様

会派名

代表者氏名

印

視察・研修実施報告

先に実施した行政視察・研修の結果について、次のとおり報告します。

なお、上記報告について議会ホームページに掲載していただくようお願いいたします。

記

- 1 期間
- 2 視察・研修先
- 3 参加者氏名
- 4 視察内容 別紙

別記様式第4号（第4条関係）

略

別記様式第5号（第5条関係）

年 月 日

登別市議会議長

様

会派名

代表者氏名

印

年度政務活動・成果報告書

登別市議会の各会派に対する**政務活動費**の交付に関する条例第7条第1項の規定に基づき、次のとおり**政務活動・成果**について**報告**します。

記

項目	活動目的・内容	参加人員	実施日	活動場所等
研修会				
講演会				
先進地調査				
現地調査				
図書・資料の購入				
広報活動				
その他活動				

※「成果報告」は、各会派独自のフォーマットで作成し、この報告書に添付して提出すること。

別記様式第6号（第7条関係）

年 月 日

登別市議会議長 様

申込者氏名及び団体名 印  
申込者等の住所及び連絡先

### 政務活動に関する意見交換等申込書

登別市議会の各会派に対する政務活動費の交付に関する要綱第7条第3項の規定に基づき、次のとおり意見交換等の開催を求めます。

#### 記

- 1 対象会派名
- 2 意見交換等項目内容

別記様式第7号（第8条関係）

略